平成２８年（フ）第９２７号
横浜市磯子区杉田５丁目26番１―113号
債務者　和井田雄子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井住宅25―107
債務者　谷口ジョアンこと　タニグチ　ジョアンナ　ロメロ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生井澤　葵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１５１号
埼玉県本庄市見福５丁目６番13号　レオパレス　ルーチェ106
債務者　石坂　繁雄
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４６号
宮崎県都城市山之口町花木2336番地８
債務者　南屋　徳生
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６０号
群馬県太田市石橋町47番地
債務者　戸辺　克枝
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１１７号
愛知県一宮市木曽川町外割田字東郷中26番地１　レオパレスマリオネット111号
債務者　鈴木　秀伸
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２５号
和歌山市木ノ本520番地26
債務者　宇井　力司
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１号
和歌山市布引865番地６　アベニュー名草210号、住民票上の住所和歌山市杭ノ瀬433番地13
債務者　下田　峰雪
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９号
和歌山県紀の川市下丹生谷47番地７
債務者　星野　悦子（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２号
和歌山県岩出市金屋230番地の５（306号）
債務者　湊　裕三子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４号
和歌山県岩出市山51番地の14
債務者　西村　直人
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４７号
和歌山市狐島382番地　モンエソールⅠ303号
債務者　小林　隆浩
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５０号
和歌山市堀止南ノ丁４番５号　シティガーデン堀止312号
債務者　井川　和俊
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５４号
和歌山市塩屋２丁目３番４号　シオヤハイツ202号
債務者　岸本　和巳
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
和歌山県田辺市龍神村廣井原627番地の１
債務者　信貴　久敬
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１８号
和歌山県田辺市鮎川1287番地の５
債務者　竹中　耕志
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部